

環境報告書 2013



西多摩衛生組合
環境センター

～ 目 次 ～

私たちの取り組み	1
----------	---

第1章 事業概要	3
----------	---

1 西多摩衛生組合のあらまし	4
組合のあゆみ・西多摩衛生組合へ搬入されるごみの流れ	
2 組織のあらまし	7
3 環境センターの施設のあらまし	8

第2章 私たちの環境負荷低減への取り組み	17
----------------------	----

1 環境方針	18
2 平成24年度の物質収支	19
3 平成24年度の実績と評価	20
4 環境負荷	23
ごみの搬入、ごみの処理と再資源化、I初びー使用と温室効果ガスの排出、 水使用と排水、薬剤購入、排ガス、近隣地域のダイオキシン類の影響等、 西多摩衛生組合敷地内の土壌中ダイオキシン類の濃度、放射性物質および空間放射線量率、 臭気、騒音、振動、排水	
5 サーマルリサイクル	49
熱の供給、発電	
6 地球温暖化対策の活動	50
地球温暖化対策、職員の環境教育・啓発、 省I初びー・温室効果ガス対策工事、壁面緑化	
7 臭気パトロールの実施	52
臭気パトロールの概要、臭気パトロールの結果	
8 安全衛生などの取り組み	54
安全衛生推進体制、活動	
9 災害廃棄物の受入れ処理に伴う環境影響について	55
災害廃棄物の受入れ状況、災害廃棄物処理に伴う環境影響	

第3章 コミュニケーション	57
---------------	----

1 環境情報の公開	58
ホームページ、情報公開条例の制定、閲覧コーナーの設置、 環境に列ガ装置の設置、環境報告書の作成、広報紙の発行	
2 環境コミュニケーション	59
周辺地域協議会との協働、見学会の充実、環境学習	
3 循環型社会の構築への取り組み	62
構成市町の剪定枝の活性炭への再生利用、 エコセメントの活用	
4 その他の活動	65
協働の取り組み	

公害防止協定書	69
---------	----

(内容現在 平成22年6月22日)

報告対象

この報告書の報告対象範囲は、西多摩衛生組合環境センターです。

報告する期間

報告する期間は、平成24年度(2012年4月1日～2013年3月31日)です。

参考にしたガイドライン

この報告書は、東京都環境局の「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン(2005年度版)」(平成17年4月)を参考に、西多摩衛生組合独自の内容も加えて作成しました。

私たちの取り組み

西多摩衛生組合は、構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）の約 29 万人の皆様から排出されます、可燃ごみを適正処理するための、一般廃棄物の中間処理施設です。

当組合では、環境方針を『環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場』とし、環境への負荷を低減するため公害防止対策を徹底するとともに、安全で安定的な施設運営に努め、地域住民との円滑な信頼関係を保持しております。特に公害防止対策につきましては、周辺住民で組織されている羽村九町内会自治会生活環境保全協議会ならびに瑞穂町環境問題連絡協議会と締結している「公害防止協定」を順守しなければなりませんことから、ごみ焼却を起因とする環境への影響についての検証および研究を推し進めてまいります。

平成 24 年度は、東日本大震災により発生した災害廃棄物について、構成市町の意志決定に基づき、被災地のより早い復旧・復興に支援協力するため、東京都が実施する災害廃棄物受入処理事業に参加し、宮城県女川町の災害廃棄物（可燃性廃棄物）を受入れました。なお、災害廃棄物を焼却した時の放射性セシウムにつきましては、煙突から排出される排ガスはすべて不検出（検出限界濃度以下）であるとともに、焼却灰につきましても、構成市町の可燃ごみ焼却時と同様な出現範囲内の濃度（159Bq/kg～645Bq/kg）で推移しており、東京たま広域資源循環組合が定める搬出基準であります 8,000Bq/kgを大きく下回っております。

そのほか、当環境センターの施設の延命を図るため、施設の保全計画と延命化計画とで構成されている「西多摩衛生組合環境センター長寿命化計画」を策定し、平成 25 年度から平成 28 年度の 4 カ年にわたり、第 1 期基幹的設備改良工事を実施することとしました。さらに、この工事を実施するにあたっては、ただ施設の延命化するだけではなく、設備の省エネルギー化および施設の稼働に伴い排出される二酸化炭素の削減を目的とした、「青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町地域循環型社会形成推進地域計画」を策定しました。なお、この計画を策定することにより、環境省が定める交付金制度の対象となりえますことから、構成市町の分賦金の抑制にもつながると考えております。

こうした西多摩衛生組合事業の取り組み状況や活動の成果を、関係者ならびに地域の皆様にご理解いただくために、「環境配慮促進法」により作成および公表が義務づけられております「環境報告書」を、ここに刊行いたします。

今後も、自らの事業活動によって生じる環境負荷を最小限に抑制するため、引き続きハードおよびソフトの両面にわたる改善を図ることはもとより、地域の皆様にもご理解と信頼をいただきながら、『環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場』を推進してまいります。



平成 25 年 11 月

西多摩衛生組合 事務局長 加藤 秀樹

